

第3編 風水害対策

第2部 風水害応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 避難計画
- 第7章 救援及び救護に関する計画
- 第8章 応急生活確保に関する計画
- 第9章 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 第10章 ボランティア等との連携・協働
- 第11章 公共施設等の応急対策
- 第12章 応急教育
- 第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第14章 遺体の取り扱い
- 第15章 災害救助法の適用
- 第16章 激甚災害の指定に関する計画

第1章 応急対策の活動態勢（区）

第1節 区の災害対策本部の活動態勢

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（83ページ）】参照

第2節 水害即応態勢の活動態勢

第1 水害即応態勢の設置

台風や集中豪雨等による被害が予想される場合、水害即応態勢を設置し、情報の収集を図るとともに初動態勢を確立する。

水害即応態勢は、台風、集中豪雨等による局地的な災害が発生する恐れがあると、危機管理室長が認めた場合に設置する。

第2 水害即応態勢の構成

水害即応態勢は、企画政策部、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。なお、土砂災害の恐れのある場合は、都市計画部を加える。

水害即応態勢の編成については、企画政策部、総務部、区民部、都市計画部、土木部及び施設管理部の職員で、部長があらかじめ指名した者とする。

第3 水害即応態勢の役割

- 1 災害情報等の収集・伝達
- 2 台風、集中豪雨等の被害に対応する初動態勢の確立
- 3 対応部署の役割分担の確認・共有
- 4 臨時水害対策本部及び災害対策本部設置の検討

第4 同一河川・圏域・流域における情報の共有

都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の他区と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図る。

都から区に対して提供される情報の内容は、次のとおりである。

- 1 同一河川・圏域・流域の区が発表した避難勧告等
- 2 同一河川・圏域・流域の区からの浸水状況報告等
- 3 避難が必要な区域
- 4 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- 5 その他

第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

第1 活動方針

豪雨、洪水等により、区の地域に水害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため、文京区臨時水害対策本部要領に基づき、文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）を設置する。

第2 活動内容

1 臨時水対本部の設置

- (1) 危機管理室長は、臨時水対本部を設置する必要があると認めたときは、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長と協議の上、臨時水対本部を設置しなければならない。
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害の発生の恐れがあるとき、又は、水害の発生があったときは、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長は、文京区臨時水害対策本部の設置を危機管理室長に要請することができる。

〈資料編 第9 文京区臨時水害対策本部要領 P28〉

2 臨時水対本部の設置の通知

臨時水対本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

3 臨時水対本部の掲示

臨時水対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室内に「文京区臨時水害対策本部」を掲示する。

4 臨時水対本部の組織

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。なお、土砂災害の恐れのある場合は、福祉部、子ども家庭部、都市計画部及び教育推進部を加える。

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、福祉部、子ども家庭部、都市計画部、土木部、施設管理部及び教育推進部の職員で、部長及び課長があらかじめ指名した者をもって編成する。

5 臨時水対本部の廃止

- (1) 臨時水対本部が、被害の状況等を勘案の上、臨時水対本部の配備を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

第4節 災害対策本部員の配置及び服務

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（87ページ）】参照

第5節 動員態勢の強化

第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章 (89ページ)】参照

2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章 (89ページ)】参照

第2 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために既存の職員用住宅等を設置している。

第6節 監視及び警戒

第1 活動方針

台風や集中豪雨等により水害及び土砂災害の発生する恐れのある場合、災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応態勢は、降雨量や神田川水位の変化等の気象情報を的確に収集し、状況の把握に努める。

第2 活動態勢

1 監視

災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応態勢が設置されたときは、防災センターの情報機器等で区内及び上流区の降雨量及び神田川の水位を監視し、随時、防災関係機関に状況を連絡する。

2 警戒

神田川の護岸、急傾斜地崩壊危険箇所の状況等を把握するため、職員を現地に派遣するとともに、区内の巡回を行い、災害対策本部等と連絡をとりながら警戒を行う。

3 情報収集

水害又は土砂災害の発生する恐れのある場合、水防災監視システム、気象庁、民間気象会社等の情報を活用し、下記情報の収集を行い、災害対策本部等に報告する。

また、荒川の氾濫については、国土交通省荒川下流河川事務所や気象庁からの気象情報や水位情報を収集するとともに、ホットライン等により状況の把握に努める。

- (1) 気象・雨量・神田川水位情報・荒川水位情報
- (2) 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報
- (3) 大雨特別警報
- (4) 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- (5) 記録的短時間大雨情報
- (6) 神田川氾濫危険情報
- (7) 荒川氾濫発生情報
- (8) 土砂災害警戒情報
- (9) 現地確認情報
- (10) 近隣区等における災害発生情報

4 タイムラインの活用

水害及び土砂災害の応急対策は、台風を想定したタイムライン（行動の手順）を作成し、これに基づき実施する。なお、タイムラインの活用にあたっては、台風の進路、規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど臨機応変な対応を行う。

また、荒川外水氾濫については、荒川下流タイムライン（国土交通省荒川下流河川事務所）を運用し、水害被害の軽減に努めている。

第7節 区の水防活動

- 1 河川や区内の監視、警戒により、異常又は水防上危険であると認められる箇所（河川等）があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。
- 2 事態に即応した水防活動が行えるよう備蓄資器材等の調達及び配置を行う。
- 3 水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 4 神田川が溢水の恐れがある場合は、橋梁に設置してある防水扉等を閉鎖する。その際、交通管理者及び隣接区への連絡調整を行う。また、緊急時には、消防署へ協力要請するとともに、居住者等で協力体制が整った場合は、業務を任せることができる。
- 5 洪水による著しい危険が切迫しているときは、区は必要と認める区域の居住者に対し避難のための退去又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。
- 6 水防のため、必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し警察官の出動を求める。
- 7 河川施設の決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、区は直ちに都水防本部及び国土交通省関東地方整備局関係工事事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡を取る。
- 8 区長は、水防活動終了後3日以内に、水防各箇所毎に水防実施状況報告をとりまとめて都知事に報告する。

〈資料編 第30 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所 P106〉

〈資料編 第82 水防活動報告書様式 P335〉

第8節 消防機関の応急対策の活動

第1 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫、暴風雨、豪雨等により大規模な水害の発生の危険があるとき、又は発生したときは、区の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水害の軽減に努める。

第2 活動態勢

1 水防態勢

消防署長は、気象情報その他により水災の発生する恐れのあるときは、平常時の勤務体制において水防態勢を発令して防災関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 た る 処 置
水防第1非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防部隊の編成 2 救命ボートの運用準備 3 水防資器材の点検整備 4 防災関係機関との連絡、情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川、水防施設、その他水災発生危険箇所の把握及び広報 7 団員の出動態勢の確立
水防第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面本部及び署隊本部機能の強化 2 水防小隊及び監視警戒隊の編成 3 防災関係機関等への職員派遣 4 監視警戒及び必要な広報の実施 5 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員
水防第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化 2 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員 3 水防部隊及び広報監視警戒の増強 4 監視警戒及び広報の強化 5 防災関係機関等への職員の派遣の強化 6 水防活動、被害状況の把握
水防第4非常配備態勢	<p>前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期の水防作業を行うために、交替制の確立並びに資器材、燃料、食料の準備 2 全水防小隊及び監視警戒隊の編成 3 応援態勢、又は応援受入態勢の確立 4 当番の職員並びに勤務時間外の全職員及び全消防団員の動員

3 活動内容

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤して水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し、必要な措置を求める。

- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

第9節 防災会議の招集

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（89ページ）】参照

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び
救護に関する計画

第8章 応急生活
確保に関する計画

第9章 要配慮者
及び避難者
に対する
支援策

第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（90ページ）】参照

第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

第1 計画方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（90ページ）】参照

第2 現況

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（90ページ）】参照

第3 事業計画

1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、防災センターとする。

2 災害情報システムの整備と活用

- (1) 防災センター
防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し、共有する。収集した被害状況について、ホームページ等を活用して情報提供する。
- (2) 避難所(区立小・中学校等)
避難所では、避難してきた区民等の名簿(避難者名簿)を作成する。
また、食糧等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線等を利用し、各避難所から区災害対策本部、又は臨時水害対策本部に対して行う。

3 通信機器の習熟

- (1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成し、関係職員による運用方法を研修している。
- (2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成した。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。
- (3) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やNTT等と協議していくものとする。
- (4) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

4 東京都災害情報システム（DIS）の活用

区は、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を東京都災害情報システム（DIS）端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に東京都災害情報システム（DIS）で受信している。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

5 東京都とのホットラインの運用

都は、災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合において、通常の通信連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。

6 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メールや、SNSの活用促進を図る。

7 情報伝達手段の活用

区民等に、気象・雨量情報等の災害に関する情報や避難勧告等の避難に関する情報を確実に伝達するため、様々な情報伝達手段を組み合わせ活用する。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報等	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール CATV
避難準備・高齢者等避難開始	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」
避難勧告及び避難指示 (神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報を含む。)	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」 直接的な声かけ（防災関係機関等） 庁有車

第3節 消防署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 (94ページ)】参照

第4節 警察署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 (95ページ)】参照

第1章
対策の活動態勢
応急

第2章
連絡体制の整備
情報

第3章
防災関係機関等との相互協力

第4章
広報・広聴計画
災害

第5章
交通規制
警備

第6章
避難計画

第7章
救援に関する計画
救援及び

第8章
確保に関する計画
応急生活

第9章
要
支
援
者
対
策
及
び
避
難
者
難
行
者
に
対
し
の
要
配
慮
者
の
行
動

第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

第1節 防災関係機関との協力

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（96ページ）】参照

第2節 自衛隊への災害派遣要請

第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（99ページ）】参照

第2 災害派遣要請の手続き等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（99ページ）】参照

5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

第3節 民間団体等との協力

第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めていく。

第2 活動内容

1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めていく。

〈資料編 第63 文京区協定先一覧表 P173〉

2 公共的な団体及び自発的な防災組織との協力

区は、災害時における応急活動を迅速、かつ、適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、住民の共助の精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報、その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報・広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被害状況の調査に協力すること。
- (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

3 安全な避難方法の確保

都市型水害による急激な増水に備え、地域住民等の高層ビルへの一時的な避難について、ビル所有者等に受入れの周知を図っていく。

第4章 災害広報・広聴計画（区・消防署）

第1節 区の広報・広聴

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第4章（103ページ）】参照

第2節 消防署の広報・広聴

第1 広報活動

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。

- 1 気象、水象の状況
- 2 水災及び土砂災害に関する情報
- 3 被災者への安否情報
- 4 水防活動状況

第2 広報手段

消防車の巡回やホームページ等により、適時的確な広報活動を実施する。

第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、出張所等のうち、必要な場所に消防相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

第3部 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第5章 警備・交通規制

第5章 警備・交通規制（警察署）

第1節 警備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（106ページ）】参照

第2節 交通規制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（106ページ）】参照

第6章 避難計画（区・警察署・消防署）

第1節 避難態勢

第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第8章（120ページ）】参照

<避難所（神田川外水氾濫）>

施設名	所在地
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
第三中学校	春日一丁目9番31号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号

<避難所（荒川外水氾濫）>

施設名	所在地
湯島小学校	湯島二丁目28番14号

<避難所（内水氾濫）>

施設名	所在地
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号
青柳小学校	大塚五丁目40番18号
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
第三中学校	春日一丁目9番31号
第六中学校	向丘一丁目2番2号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号

<避難所（土砂災害）>

施設名	所在地
青柳小学校	大塚五丁目40番18号
目白台交流館（目白台総合センター内）	目白台三丁目18番7号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
文林中学校	千駄木五丁目25番10号
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号
第六中学校	向丘一丁目2番2号
本郷台中学校	本郷二丁目38番23号
湯島小学校	湯島二丁目28番14号

※ 避難所の開設については、被災状況や浸水予想等を踏まえ、指定された避難所以外の避難所を開設することがある。また、神田川の氾濫等により指定された避難所への避難が難しい場合は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、近隣区の避難所へ避難するよう区民等に伝達する。

第2 活動内容

1 避難行動

水害時及び土砂災害時における避難行動は、立ち退き避難（避難所や安全な場所へ移動する行動）に加え、「近隣の安全な場所への避難」（※¹）や「屋内安全確保」（※²）も避難行動とする。

※¹ 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※² 建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動

2 避難の勧告及び指示

(1) 事前避難

ア 区

災害時において、事前避難が必要な地域・場所を定め、その地域の区民等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を周知し、積極的に自主避難するよう啓発する。また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。

イ 警察署

災害が発生する恐れがある場合には、区と協力のもと早期に避難の指示、指導を行い、避難行動要支援者を指定した施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難させる。

(2) 勧告又は指示の発令

ア 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と連絡の上、避難対象地域及び避難先を定めて、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令する。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。

区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は撤去を命ずる。

イ 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区が「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をすることができる。この場合には、警察官は直ちにその旨を区に通報する。

3 避難誘導

「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」が発令された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導する。

また、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を行う時間がない場合は、地域の実情や災害時の状況に応じた避難方法をあらかじめ想定しておく。

(1) 防災関係機関の分担

ア 区

(ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の出遣等を行い、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。

(イ) 保育園（等）は、建物に損傷のおそれがある等災害の状況に応じ、園長以下各担任保育士等を中心として、園児を安全に避難誘導するよう努める。

(ウ) 児童館・育成室は、災害の状況に応じ、職員を中心として、来館児を安全に避難誘導するよう努める。

イ 区教育委員会

学校（園）は、災害の状況に応じ、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。

ウ 警察署

(ア) 避難の勧告又は指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、区民等を避難誘導する。なお、病人、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、優先して避難させる。

(イ) 誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等を行い、事故防止に努める。

また、夜間の場合は、照明器具を活用するなど、安全に配慮する。

(ウ) 風水害等の規模や態様により、できる限り部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーと連携を図り、必要な避難措置を講じる。

エ 消防署

(ア) 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、道路・橋梁等の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

(イ) 避難が開始された場合、避難経路等の安全確保に努める。

第2節 避難勧告等の発令・伝達

第1 活動方針

水害及び土砂災害から区民の身体及び財産を守り、区における被害を最小限にとどめるため、区民等に対して的確に警戒避難を行えるよう、避難勧告等の発令及び伝達について定める。なお、具体的な避難勧告等の発令及び伝達については、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に記載し、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や「土砂災害警戒避難ガイドライン」に改定があった場合は、必要に応じて修正する。

第2 活動内容

1 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等は、災害種別ごとに発令基準を設け、避難行動が必要な地域を示して発令する。

(2) 避難を行う場合は、立ち退き避難を行うことを基本とする。なお、災害が発生又は災害の発生が切迫し屋外で移動することが危険な場合は、屋内安全確保（屋内に留まる安全確保）を指示する。

- (3) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難にかかる移動時間等を考慮して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。
- (4) 避難勧告等は、避難所の開設の有無に係らず躊躇なく発令する。
- (5) 避難勧告等の発令の判断に際し、東京都等の防災関係機関に助言を求めることができる。

2 避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、災害種別ごとに気象情報等に基づく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令基準を設け、発令基準を満たした場合に発令判断を行う。

- (1) 神田川外水氾濫
気象情報や神田川水位計の情報等に基づき基準を設定する。
- (2) 荒川外水氾濫
気象情報や荒川水位計の情報等に基づき基準を設定する。
- (3) 内水氾濫
気象情報や区内雨量計の情報等に基づき基準を設定する。
- (4) 土砂災害
土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等に基づき基準を設定する。

3 避難勧告等の発令対象地域

災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

- (1) 神田川外水氾濫
文京区水害ハザードマップの神田川外水氾濫区域に該当する地域を対象に発令する。
- (2) 荒川外水氾濫
気象情報や荒川水位計の情報等に基づき基準を設置する。
- (3) 内水氾濫
内水地域における想定浸水深が2 m以上にランクされている地域を対象に発令する。
なお、想定浸水深が2 m未満の地域については、区民や防災関係機関等から提供される現地情報等を踏まえ、必要に応じて発令対象地域を追加する。
- (4) 土砂災害
急傾斜地崩壊危険箇所を対象に発令する。なお、都が土砂災害防止法に基づき実施している土砂災害警戒区域等の基礎調査の結果等を踏まえ、発令対象地域の見直しを行う。

4 避難勧告等の伝達

- (1) 避難勧告等の伝達手段
避難勧告等を区民等に確実に伝達するため、発令の時間帯や職員の参集状況等を考慮の上、以下の伝達手段を用いて避難を呼びかける。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報等	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール CATV
避難準備・高齢者等避難開始	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報commons） CATV 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」
避難勧告及び避難指示 （神田川氾濫危険情報・土砂災害警戒情報を含む。）	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報commons） CATV 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」 直接的な声かけ（防災関係機関等） 庁有車

(2) 避難勧告等の伝達内容

伝達文は、簡潔かつ緊迫感のある内容で伝達する。

5 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、大雨警報（浸水害・土砂災害）、神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。また、解除の判断に際しては、東京都等の防災関係機関に助言を求めることができる。

6 区民等に求める行動

避難勧告等により立ち退き避難が必要な区民等に次の行動を求める。

なお、指定避難所への立ち退き避難が、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所への避難」(※¹)や「屋内安全確保」(※²)を行うよう周知をする。

※¹ 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※² 建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び
救護に関する計画

第8章 応急生活
確保に関する計画

第9章 要配慮者
支援避難者
に対する要
配慮者
対策

避難勧告等	立ち退き避難が必要な区民等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者は、立ち退き避難する。 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した避難所等へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や神田川外水氾濫・内水氾濫による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、避難所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 内水氾濫による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

7 要配慮者の支援

(1) 要配慮者利用施設の避難支援

神田川外水氾濫区域・荒川外水氾濫区域及び急傾斜地崩壊危険箇所に含まれる要配慮者利用施設、神田川外水氾濫区域に含まれる地下街及び地下施設を把握し、避難勧告等を発令した場合は、電話により避難勧告等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。要配慮者利用施設と連絡が取れない場合は、区職員等による直接的な声かけを行う。

(2) 在宅の要配慮者への避難支援

避難勧告等の発令対象地域のうち自力で避難することが困難な在宅の要配慮者について、民生委員・児童委員や防災関係機関等と連携を図り、避難勧告等の内容を伝達し安全かつ迅速に避難できるよう支援を行う。

8 雨水出水（内水）及び高潮の浸水想定区域の指定

水防法改正（平成27年5月）に伴い、東京都から雨水出水（内水）及び高潮の浸水想定区域の指定があった場合は、水位周知情報の伝達方法や避難に関する事項等について定め、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に記載の上、周知を図る。

第2 水防災監視システムの活用

区は、区内に5か所設置している雨量計及び神田川流域に2か所設置している水位計等を活用し、ホームページやケーブルテレビ等を通じて水位情報等を広く区民に周知する。

第1章 応急
第2章 情報
第3章 防災関係機
第4章 災害
第5章 警備
第6章 避難計画
第7章 救援及び
第8章 応急生活
第9章 要配慮者

第3 避難勧告等の判断・伝達に対するデータ、情報整理

区は、都から災害に関する情報提供、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析などの技術的な支援を受け、避難勧告等の発令基準に関するデータ・情報整理を行う。

都から区に提供されるデータ、情報は次のとおりである。

1 堤防の決壊や越水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 河川の特徴
- (3) 施設の整備状況

2 内水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 内水氾濫の特徴

3 土砂災害に関する情報

- (1) 土砂災害警戒情報

4 洪水予報河川に関する情報

- (1) 神田川洪水予報

第3節 避難所の開設・運営等

第1 活動方針

風水害による家屋の倒壊、流出などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に収容する必要があると認めたときは、避難所を開設し、応急的な食料等の配布などの保護を行う。

避難所は、災害種別ごとに区立小・中学校等を指定するとともに、避難所機能の強化を図っていくものとする。また、被災状況等必要に応じて、その他の公共施設や協定を定めた施設を開設する。

第2 活動内容

1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。
 - イ 避難所の収容基準
3.3㎡当たり 2人
- (2) 避難所毎の割当
避難勧告等の発令対象地域ごとに避難所の割当は行わない。

2 避難所の開設

- (1) 避難所の開設の決定は、臨時水対本部等が行う。避難所の開設は、臨時水対本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。
- (2) 避難所の開設が決定した場合、臨時水対本部等は施設管理者等（副校長等）に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び
救護に関する計画

第8章 応急生活
確保に関する計画

第9章 要配慮者
避難要
求者
の
支
援
策
動

- (3) 避難所の開設は、原則として、臨時水対本部が判断し、避難準備・高齢者等避難開始の発令までに開始し終える。
- (4) あらかじめ定められた区職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整える。
- (5) 区は発災に備えて、避難所運営協議会及び避難所開設班に指定されている職員に避難所となる学校の開門方法等を周知するものとする。
- (6) 区は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受入体制（避難スペース等）を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。
- (7) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）により都へ報告する。
- (8) 参集した区職員から避難所状況報告を受けた臨時水対本部等は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。
- (9) 区は、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を支援するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

4 避難所の運営

- (1) 避難所の運営は、区職員を中心に運営し、可能な範囲で学校長・学校教職員の協力を得る。
- (2) 区職員は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインに基づき避難所の運営を行う。
- (3) 区職員は、体育館や多目的スペース等に避難者数に応じた避難スペースを設置し、備蓄倉庫から必要な物資を供出する。また、要配慮者に対して、要配慮者用に備蓄している食糧や生活用品を供出するなど可能な限り配慮に努める。
- (4) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

〈資料編 第73 避難所運営本部組織図 P316〉

第7章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（135ページ）】参照

第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（136ページ）】参照

第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（138ページ）】参照

第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（139ページ）】参照

第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（140ページ）】参照

第6節 保健（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（144ページ）】参照

第7節 防疫（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（145ページ）】参照

第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（146ページ）】参照

第1章
応急
活動態勢

第2章
情報
連絡体制の整備

第3章
防災関係機
関等との相互協力

第4章
災害
広報・広聴計画

第5章
警備
交通規制

第6章
避難計画
避難計画

第7章
救援及び
救護に関する計画

第8章
応急生活
確保に関する計画

第9章
要配慮者
避難者
避難行動
支援者

第8章 応急生活確保に関する計画（区・都）

第1節 建物の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（148ページ）】参照

第2節 被災宅地の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（151ページ）】参照

第3節 罹災証明書発行要領

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（153ページ）】参照

第4節 義援金品の配分等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（154ページ）】参照

第5節 災害弔慰金の支給等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（156ページ）】参照

第6節 生活確保のための緊急措置

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（158ページ）】参照

第7節 融資・融資あっ旋計画

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（160ページ）】参照

第9章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

(区・都福祉保健局・警察署・消防署)

第9章
要配慮者
及び避難
行動要
支援者
対策

第10章
ボランティア
等との
連携・
協働

第11章
公共施
設等の
応急対
策

第12章
応急教
育

第13章
ごみ・
し尿
がれき
等処理
計画

第14章
遺体
扱い

第15章
災害
救助法
の適用

第16章
激甚災
害の
指定に
関する
計画

第1節 避難行動要支援者の安全確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第11章 (163ページ)】参照

第3 事業計画

13 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 避難勧告等の発令・伝達

区は、災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難することができるよう、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に基づき、適時適切に避難勧告等を発令する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者の避難にかかる移動時間等を考慮して発令する。

(2) 多様な情報伝達手段の活用

要配慮者に、災害に関する情報や避難勧告等の避難に関する情報を確実に伝達するため、防災行政無線や文の京安心・防災メールによる情報伝達に加え、緊急速報メール(エリアメール)、Lアラート、インターネット(SNSを含む)、CATV、「Yahoo!防災速報」など多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し情報伝達を行う。

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第10章 ボランティア等との連携・協働

第10章 ボランティア等との連携・協働 (区・都・消防署)

第1節 ボランティア・NPO

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章 (178ページ)】参照

第2節 労働力の確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章 (180ページ)】参照

第11章 公共施設等の応急対策（防災関係機関）

第1節 区施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（182ページ）】参照

第2節 電気施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（182ページ）】参照

第3節 ガス施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（183ページ）】参照

第4節 上水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（183ページ）】参照

第5節 下水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（185ページ）】参照

第6節 都営地下鉄

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（186ページ）】参照

第7節 東京地下鉄

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（187ページ）】参照

第8節 首都高速道路

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（188ページ）】参照

第9節 通信施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（188ページ）】参照

第10節 日本郵便株式会社施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（190ページ）】参照

第12章 応急教育（区・都教育委員会）

第1節 応急教育方法

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第15章（192ページ）】参照

第2節 学用品の調達及び支給

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（194ページ）】参照

第10章
ボランティア
等との連携・協働

第11章
公共施設
等の
応急対策

第12章
応急教育

第13章
ごみ・し尿
・がれき等
処理計画

第14章
遺体
の
取り扱い

第15章
災害
救助法の
適用

第16章
激甚災害の
指定に
関する
計画

第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

第1節 ごみ処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（195ページ）】参照

第2節 し尿処理

第1 活動方針

ライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

第2 活動内容

1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難者50人当たりにより1基の災害用トイレを確保する。

2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

第3節 がれき処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（197ページ）】参照

第4節 土石、竹木等の除去

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（198ページ）】参照

第14章 遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

第1節 遺体の搜索・収容等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（199ページ）】参照

第2節 検視・検案等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（200ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第15章 災害救助法の適用

第15章 災害救助法の適用（区・都）

第1節 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（203ページ）】参照

第2節 活動内容

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（203ページ）】参照

第3節 災害救助法適用手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（204ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画
第16章 激甚災害の指定に関する計画

第16章 激甚災害の指定に関する計画（区）

第1節 激甚災害指定の手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（205ページ）】参照

第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（206ページ）】参照

第3節 特別財政援助の交付手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（206ページ）】参照